

令和4年1月21日

川口市スポーツ少年団
登録単位団代表者 各位

川口市スポーツ少年団
本部長 田中 一光

まん延防止等重点措置における川口市スポーツ少年団の活動について（通知）

平素より、本市スポーツ少年団活動の振興にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年1月21日（金）から、埼玉県にまん延防止等重点措置が適用されました。

再掲となる部分もございますが、別紙、留意事項「コロナ禍における団活動について」をご確認いただき、団員・指導者・育成母集団等、団全体にご周知いただけますようお願いいたします。

また、学校現場や単位団において変異株を含む新型コロナウイルス感染症で陽性者が報告されており、特に学校では、学級閉鎖や学年閉鎖にまで至っている状況です。

スポーツ少年団の活動で感染を拡大させないよう、特に下記の事項については、一層の留意をお願い申し上げます。

記

○定期的な換気を！

屋内種目での感染報告が相次いでいます。

常時換気が望ましいですが、冬季であることや種目の特性により困難な場合が想定されます。その場合でも時間を決めて換気するようお願いいたします。窓開けによる場合は、2方向、1時間に2回、数分間の換気が推奨されています。

○学校施設利用は単位団のみで！

上記のように学校現場での感染拡大が顕著であり、学校施設開放は原則、関係団体のみでの利用とされています。学校の利用は単位団のみとし、複数団体での利用は控えてください。

川口市教育委員会教育総務部スポーツ課
川口市スポーツ少年団 事務局 佐々木
TEL : 048-259-7658 FAX : 048-258-3400
MAIL : ka.sasaki@city.kawaguchi.saitama.jp

コロナ禍における団活動について

1. 感染予防対策

- ・会場にいるすべての人はマスクおよびフェイスガード等類するものを着用する。(運動時はその限りでない)
- ・毎日検温と体調管理の記録をし、以下に該当する場合は活動を控える。
また、団体代表者は以下に該当する方がいないか全員に毎回確認する。
 - 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - 同居家族や身近な人に陽性者および感染が疑われる方がいる場合
 - 過去10日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・活動は短時間に留めること。指導者は短い時間でも効果的な運動となるよう工夫すること。
- ・活動(練習・大会等)会場にいる全員(保護者含む)の名前・健康状況を控え、1か月保管する。
- ・活動場所の換気は定期的に行う。(屋内種目の陽性者の報告が相次いでいます)
- ・屋内、屋外問わず、3“密”(密閉・密集・密接)を避け、ソーシャルディスタンス(概ね2メートル)を取る。呼気が激しくなる際は一層距離を開ける。
- ・休憩時間には、うがい・手洗い・消毒を徹底させ、タオル・飲料の共用はしない。
- ・大声での発声、声援、会話は控える。
- ・利用施設や使用する道具等は使用前後に必ず消毒を行う。
- ・団員、指導者、保護者等、団全体で活動内容を検討・確認し、了承の上活動する。
- ・施設の使用については管理者の指示に従い利用する。
- ・上位大会がある予選を兼ねた大会については「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」および競技団体から発信されるガイドラインを遵守し、十分な感染対策を行ったうえで実施する。
- ・県境を越える活動(大会、交流会等)の開催や参加は控えること。
- ・大会、練習試合等の遠征での車の送迎はできる限り各家庭で行い、やむを得ず乗り合わせる場合は各家庭了承のもと実施する。

2. 学校施設の利用について

本市スポーツ少年団は小・中学生の登録団員が多く、活動に学校施設を利用している単位団が多くあり、スポーツ少年団と学校との係わりは強いものとなっています。

学校施設を利用する少年団で万が一感染者が発生した場合に、消毒による休校措置、休校による学習の遅れ、児童生徒の精神的なダメージ、感染者に対する偏見等、学校への大きな影響が考えられます。

学校施設の利用にはより慎重になっていただき、交流会や大会等他地区の方々が多く集まる利用については控えていただきますようお願いいたします。

3. 『感染リスクが高まる「5つの場面」』について

新型コロナウイルス感染症は、主に「クラスター」を介して拡大することが分かっています。クラスター分析で得られた知見から、感染リスクが高まる「5つの場面」が新型コロナウイルス感染症対策分科会により提言としてまとめられております。単位団活動の中では十分留意し、極力さけて活動を計画してください。

- 【場面1】 飲食を伴う懇親会等
- 【場面2】 大人数や長時間に及ぶ飲食
- 【場面3】 マスクなしでの会話
- 【場面4】 狭い空間での共同生活
- 【場面5】 居場所の切り替わり

4. 移動・宿泊を伴う活動について ※別途資料あり

- ・まん延防止等重点措置の適用期間は、宿泊を伴う活動は目的地等の状況、団員の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、延期または中止を含めて実施の可否を判断すること。実施の際は、「川口市スポーツ少年団 移動・宿泊を伴う活動について」や、各競技団体の感染症防止ガイドラインなどを参考にし、感染症対策を講じたうえで安全に行うこと。
- ・移動・宿泊を伴う活動については、詳細（感染対策、旅程など）を事前に保護者へ十分周知し、納得の上で、参加同意を得ること。
- ・上記を遵守できない場合及び団員の安全を確保できない場合は、開催を控えること。

5. その他

- ・練習の内容については、各競技団体から発信されているガイドラインに沿って活動する。
- ・感染症への不安を理由に活動への参加を希望しない団員に対して、無理に参加させることなどないようにし、また、そういった団員及び保護者に不利益が及ばないように、団運営を行うこと。

川口市スポーツ少年団 移動・宿泊を伴う活動について 留意事項

移動・宿泊を伴う活動については、感染状況及び社会情勢等を考慮したうえで企画、実施の判断をしてください。また、活動への参加は、個人（団員等）の意思を尊重するものとし、参加を希望しない個人（団員等）に対して、無理に参加を促すことのないよう団の中で共通理解としてください。

【移動】

①バス等による移動

I. バス会社に依頼する場合、対策事項を事前に確認すること

II. 車内での身体的距離

- 車内は密を避けるよう人数を極力減らし、着席する席の間隔を空ける
(目安：定員の50%まで)
- 複数台に分乗する等により、団員間の身体的距離の確保を検討する

III. その他注意事項

- 車内ではマスクを着用する
- 車内換気の徹底
- 大声での会話を原則禁止
- 1時間に1回程度休憩をとる
- サービスエリア等の休憩を長めに取り、休憩時のマスクの着用を徹底する

②移動中の食事

I. 食事の際、マスクを外すことになるため、感染及び濃厚接触を防ぐ観点から可能な限り飲食は控えること（※水分補給はこの限りでない）

II. 移動中に飲食を取らざるを得ない場合、以下のとおり感染防止に配慮すること

- 車内では可能な限り距離をとり、対面で座らない
- 車内換気の徹底
- 飲食をする者以外はマスクを着用する
- 飲食の直前に手指消毒を行う
- 可能な限り短時間で済ませる
- 会話を控える

【宿泊】

宿泊先の感染症対策等を事前に確認すること。以下の留意点を徹底すること。

①従業員や利用客との接触による感染リスクからの回避

- I. 共用の廊下やロビー、エレベーターを利用する際は従業員や他の利用客との接触を減らす工夫をする
- II. 時間指定等により食事会場を団体の専用とすることができるか検討する
- III. 利用する部屋を事前に消毒、換気する（宿泊施設に依頼）

②チーム・団体の行動規範

- I. 部屋においても可能な限りマスクを着用する
- II. エレベーターのスイッチや階段の手すりは可能な限り素手で触れないようにする
- III. ホテル内の人が密集する場所には可能な限り立ち入らない

③部屋割り

- I. 1部屋当たりの収容人数を可能な限り少なくなるよう、密を避けて設定する（対応できない場合は参加者の対策や体調管理を徹底する）
- II. 部屋の換気を徹底する

④食事

- I. 座席は身体的距離を確保し、対面の配席はしない
- II. 十分に広い部屋がない場合は、グループを分けて食事時間をずらす
- III. ビュッフェ形式の場合、密にならないよう注意喚起する
- IV. 会話を控える
- V. できるだけ短時間で済ませる

⑤入浴

- I. グループを分ける等入浴時間をずらす
- II. 会話を控える
- III. 可能な限り短時間で済ませる

⑤その他

- ・ミーティング等、複数人が集まる際はマスクの着用、社会的距離の確保、部屋の換気を徹底すること
- ・移動先でも毎日検温と体調管理を行うこと